名護市建設工事総合評価方式要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、名護市が発注する建設工事において、工事の品質確保を目的として、 価格に加えて入札参加資格者の技術力を総合的に評価して落札者を決定する方式(以下 「総合評価方式」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において「総合評価方式」とは、地方自治法施行令(以下「自治例」という。)第167条の10の2の規定に基づき、価格と技術力を総合的に評価し、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から最も優れたものをもって申し込みした者を落札者とする方式をいう。 (対象工事)
- 第3条 総合評価方式の試行の対象とする工事は、次のいずれかに該当するもののうちから、名護市建設工事等請負業者選定委員会の議を経て決定するものとする。
 - (1) 入札に参加しようとする者の入札価格と価格以外の要素である企業の技術力等とを総合的に評価することが妥当と認められる工事
 - (2) その他特に必要と認められる工事

(落札者決定基準)

第4条 市長は、総合評価方式を行おうとするときは、あらかじめ、当該入札に係る申込 みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準(以下 「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。

(学識経験者の意見聴取)

- 第5条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札基準を定めるに当たり留意すべき事項を、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 3 前2項の規定による意見の聴取は、次の各号に掲げる様式により行うものとする。この場合において、当該様式における評価項目等は、それぞれの総合評価方式による工事ごとに設定し、適宜修正の上使用することができる。
 - (1) 総合評価入札による発注方法等について(意見聴取) (様式第1号)
 - (2) 総合評価方式評価表(様式第2号)
- 4 総合評価方式における評価項目等については、工事ごとに定めるものとする。

(評価の方法)

第6条 総合評価の方法は、工事ごとに定めるものとする。

(入札に関する通知)

- 第7条 市長は、総合評価方式により入札を行おうとするときは、別に定めるもののほか、 次に掲げる事項を通知するものとする。
 - (1) 総合評価方式により実施すること。
 - (2) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
 - (3) 評価値の算出を行うための資料の提出を求めること及びその提出期日等
 - (4) その他必要と認める事項

(資料の提出等)

第8条 入札参加者は、前条第3号に規定する提出期日までに、総合評価に係る資料について提出しなければならない。

(入札の無効)

- 第9条 入札参加者が行った次に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) 総合評価に係る資料を提出しない者が行った入札
 - (2) 必要提出書類の不備がある者が行った入札
- 2 提出された総合評価に係る資料の訂正及び差し替えは、認めない。

(落札者の決定)

- 第10条 総合評価方式における落札者は、入札金額が予定価格の制限の範囲内にある者の うち、評価値が最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者が次の各号のいずれか に該当するときは、その者を落札者とせず、別に定める方法により、落札者を決定する。
 - (1) その者の申し込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき。
 - (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるとき。
- 2 前項の規定による落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決 定する。

(秘密の保持)

- 第11条 この要綱に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。 (評価結果の公表)
- 第12条 市長は、第10条の規定により決定した落札者と契約を締結したときは、遅滞なく、 次に掲げる事項を記載した書面を閲覧に供するものとする。
 - (1) 契約の相手方の商号又は名称及び所在地
 - (2) 入札者の入札価格
 - (3) 入札者の評価の状況

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、総合評価方式に係る様式等の必要な事項について は、市長が別に定める。

附 則(平成20年9月11日告示第82号)

- この要綱は、平成20年9月11日から施工する。
 - 附 則(令和3年8月11日告示第165号)
- この要綱は、令和3年8月11日から施行する。

殿

総合評価方式入札による発注方法等について(意見聴取)

名護市建設工事総合評価方式試行要綱第4条の規定に基づき、下記の工事に係る落札 者決定基準について意見を求めます。

記

工事

1 落札者決定基準について

,	2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第5項の規定により、落
	札決定するときに改めて学識経験者の意見を聴くことの可否について
	□ 改めて意見を聴く必要はない。
	□ 改めて意見を聴く必要がある。

様式第2号(第4条関係)

総合評価方式評価表

【意見聴取用】

	評価項目	評価内容	評価基準		配点	得点
企		過去 年間の同種工事・類似工事の	(1) 本県又は市町村	発注の同種工事		/
業 の	工事の施工実績	施工実績の有無	(2) 本県又は市町村	発注の類似工事		/
施	工事成績	本市の過去 年間の土木工事成績 評価点の平均点	(1) 点以上		/	
<u>T</u>			(2) 点以上 点末		/	
能力			(3) 点未満			/
配 置	工事の施工実績	過去 年間の主任 (監理) 技術者の 施工経験の有無	(1) 本県又は市町村発注の同種工事			/
配置予定技術者の			(2) 本県又は市町村発注の類似工事			/
術者の	保有資格	主任 (監理) 技術者の保有する資格・	(1) 1級土木施工管理技士又は技術士			/
能力			(2) 2級土木施工管理技士			/
	1	1		合計		/

総合評価方式評価表

【入札用】

工事

No.	商号又は名称	入札 価格	過去〇年間 の施工実績	過去〇年間 の工事実績	過去〇年間 の技術者の 施 工 経 験	主任(監理)技術者 の保有する資格	技 術 評 標準点 ②	平 価 点 加算点 ③	計④ ①+②	評価値 ④/① ×定数
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

標準点=〇〇

定 数=○○